**注記（事業別財務諸表：保健所管理運営事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

　　　事業の概要

地域保健法の規定により都道府県は保健所の設置主体と定められており、これにより府が設置する保健所の管理・運営を行う。事業の主な内容には、大阪府所管９保健所の施設維持管理等の経費、保健所試験・検査に要する経費などを計上しています。